

『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業」 業務委託プロポーザル実施要項

1 目的

この要領は、福島県玉川村（以下「村」という。）が実施する「玉川村図書館情報システム構築事業業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2. 委託業務概要

『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業（以下、「本事業」という。）は、図書室に来館が難しい高齢の方や送迎がなければ来館できない子供たちが、オンラインでの検索や予約、リクエストまでを自宅から出来ることで何度も足を運ぶことがないよう、利便性の向上を図る。

また、来館することが困難な住民に対しての移動図書館車での貸出を強化し、住民の読書意欲の向上と図書館利用の促進を目的とする。

- （１）委託名 「『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業」
- （２）委託内容 別添 「玉川村公民館図書室 図書館情報システム仕様書」（案）のとおり
- （３）構築期間 契約締結の日から 2025 年 12 月 26 日まで
- （４）委託上限額 8,806 千円以内（消費税及び地方消費税の額と令和 8 年 1 月～令和 10 年 3 月までのクラウド利用料と保守料を含む）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）本提示の日から契約締結日までの間に、村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- （３）会社更生法第 17 条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第 41 条第 1 項に規定する構成手続開始の決定を受けたものを除く。）または民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- （４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。
- （５）国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- （６）過去 5 年間で、元請けにて地方自治体の発注するクラウド型の図書館情報システム構築業務を履行した実績を有すること。
- （７）民法及び会社法に基づく単独の法人であること。
- （８）その他、村との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

令和7年6月25日（水）17時まで（書留郵便又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（土・日・祝除く）の9時～17時。

(2) 提出物（各1部）

- ・参加申込書（様式2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
- ・実績調書（様式3）
- ・実績調書に記載した業務の内容や遂行状況が確認できる資料（任意様式）

※過去5年程度の中で、地方自治体の発注する類似事業の業務を元請けで実施した実績など報告すべきと判断する内容を記載したもの。

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

令和7年6月27日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名を以下のとおりとすること。尚、電子メール送信後、確認のために電話連絡すること。

【質問書】『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業」業務委託プロポーザル

(3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月8日（火）17時まで（書留郵便又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（土・日・祝除く）の9時～17時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格A4版又はA3版とする。

- ① 企画提案書：原本1部、写し7部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具体的な提案を記載すること。併せて、次の（ア）から（エ）について、提案に記載すること。

（ア）前途 1 の目的を踏まえた業務の取り組み方針

（イ）業務の進め方

（ウ）実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）

（エ）業務スケジュール（任意様式）

② 見積書（事業経費積算書含む）：原本 1 部、写し 7 部

見積額において、消費税及び地方消費税の額とランニングコストを含んだ金額

（クラウド利用料・保守料等 令和 8 年 1 月～令和 1 0 年 3 月までを含む）

7. 提出方法及び提出先

（1）提出方法

書留郵便（必着）または持参

※郵送による提出：封筒の表に「『福島県玉川村』図書館情報システム構築事業」業務委託プロポーザル企画提案書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（土・日・祝除く）の 9 時～17 時。

（2）提出先

〒963-6312

福島県石川郡玉川村大字小高字大谷地 71 番地 玉川村公民館 クックちゃん文庫係 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出すること。

提出期限 令和 7 年 7 月 7 日（月） 1 7 時必着

8. プレゼンテーション・デモンストレーション及びヒアリングの実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

（1）開催日

令和 7 年 7 月 9 日～1 6 日

※詳細な日時については、別途参加者に通知する。

（2）会場

玉川村役場又はたまかわ文化体育館

※詳細な会場については、別途参加者に通知する。

（3）時間構成

プレゼンテーション・デモンストレーション準備 10 分、30 分程度、質疑応答 10 分程度、計 50 分程度

（4）その他

・プレゼンテーションの際の追加資料の提出は認めない。

・プレゼンテーション参加のために必要な費用は参加者の負担とする。

- ・説明・デモンストレーションに必要な機材は、参加者が準備すること。
- ・ネットワーク環境はありません。

9. 審査

(1) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

なお、プロポーザル参加者が1者であっても、プレゼンテーションによる選考を実施する。その場合、最低基準点数を超えた場合に受託候補者とする。

(2) 評価視点

別紙の採点基準表を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

令和7年7月22日（火）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

(2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

11. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	令和7年6月10日（火）
参加申込書等の提出期限	令和7年6月25日（水）
質問の受付期限	令和7年6月27日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月8日（火）
審査	令和7年7月9日（水）～16日（水）
選考結果の通知・公表	令和7年7月22日（火）以降

12. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記のとおりとする。

担 当：玉川村公民館 我妻

所在地：〒963-6312 福島県石川郡玉川村大字小高字大谷地 71 番地

電 話：0247-57-4632（直通）

F A X：0247-57-4686

E-Mail：kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別紙) 採点基準表

・最低基準点数＝100 点×60％＝60 点

審査評価項目		配 点	評価のポイント
業務の理解度	事業の目的、主旨の理解度等	5	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。
		5	本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。
応募者の実施体制	過去に類似業務の実績、専門知識・経験	5	地方自治体の発注するクラウド型の図書館情報システムに係る事業の遂行実績があるか。
	業務実施体制	5	業務を適切かつ確実に執行できる能力（体制、経営基盤、人材等）の体制は出来ているか
	システムの構成・性能について	10	要求機能要件は満たされているか。
		20	貸出・返却処理・検索操作などの画面操作はわかりやすく、操作しやすいか
		10	職員が操作しやすいか。
	ネットワークとセキュリティ	5	ネットワーク構成は本村の環境を理解した提案となっているか。 ・データセンターのセキュリティ対策は十分か。
		5	データ移行の安全性と信頼性は十分か。
	保守サポート	10	サポート体制は十分か。
		10	障害発生時に迅速に対応できるか。
スケジュール	業務計画の的確性	5	具体的で適切なスケジュールが示されているとともに、遂行可能な体制が整備されているか。
見積価格	見積額の妥当性	5	提案内容に沿った適切な見積額となっているか
	合計	100	最低基準点数＝100 点×60％＝60 点